

議員提出議案第 6 号

肝炎対策を求める意見書

本年 6 月、最高裁判所は、予防接種による B 型肝炎ウイルス感染被害について、国の賠償責任を認める判決を下した。また、同月、大阪地方裁判所において、血液製剤による C 型肝炎ウイルス感染被害について、国と製薬会社の責任を認める判決を下している。

B 型肝炎訴訟判決は、集団予防接種がウイルス感染を生ずる危険性があることについて、治験があったにもかかわらず、国が漫然と放置したことを、C 型肝炎訴訟の判決では、国の医薬品行政の対応のおくれと判断の誤りを指摘しており、これらが原因で被害が拡大し、また、被害者は過酷な状態に置かれているのである。

わが国においては、数百万人の B 型・C 型肝炎感染者が存在すると言われており、早急な対策を講じることによって、被害者の救済・感染者の症状悪化の防止等を進めることが、国民病・医原病とも言える肝炎を克服する第一歩と言える。

よって、本市議会は、国に対し、肝炎対策を実現するため、次の事項を含む政策の早急な実施を行うよう強く要望する。

記

1. ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担を軽減すること。
2. ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
3. ウイルス性肝炎治療の医療費援助等の支援策を実施すること。
4. 肝炎に対する偏見・差別を取り除くため、正しい知識の普及・啓発を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 18 年 9 月 29 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、

財務大臣、厚生労働大臣

様